

留意事項

- (1) サービス内容は、障害者総合支援法における法定サービス事業（居宅介護、行動支援等）や地域生活支援事業の対象となる利用については、これらのサービスが優先となります。ただし、障害区分の認定前など、事情により利用ができない理由がある場合は、一時的に利用は可能です。
- (2) このサービスは在宅の障がい者が対象者であり、施設入所者はこの事業の対象外ですが、一時帰省に伴う外出援助サービスおよび送迎サービスについてはこの限りではありません。
- (3) グループホームおよび生活ホーム入居者につきましては、基本的に在宅の方と同様のサービスを利用できますが、グループホームへの派遣による介護は原則認められません。
- (4) 通所施設の利用者につきましては、一時的な施設への送迎及び在宅時のサービス利用が対象となります。なお、施設への送迎については、通所施設が行っていないまたは行っているが送迎の対象でない場合等は対象となり、中長期・定期的な送迎サービスは認められません。また、障害福祉サービスの報酬に送迎加算を含めている事業所は送迎サービスの対象とはなりません。
- (5) 介護保険の給付対象となるサービスについては、介護保険が優先となります。
- (6) 利用された方は利用時間確認表（様式第8号）を毎月10日までに前月分を提出してください。